規則

る。 初任給、 昇格、 昇給等の 基準に 関する規則の一 部を改正する規則をここに公布す

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七—一〇一八

初任給、 昇格、昇給等の 基準に関す る 規則 \mathcal{O} 部を改正す んる規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (埼玉県人事委員会規則七

の一部を次のように改正する。

別

表第 イ \mathcal{O} 表中 「消 防 防災政策 幹 及 び 副 研 究所 長」 を 削 り、 「報道長

| を背に | 困難な業務

を所掌する総合調整幹」 を 困 難な業務を所 掌する総合調整幹」 に、 「改革政策局 地域政策局

長 長 を 地域経営局長 人財政策局長」 に改め、 「研究企 一画幹」 を削 り 「特に困難な業務を所 掌

「報道長

す る総合調整幹」 を 特に困難な業務を所掌する総合調整幹 に 改 め、 $_{\rm I}^{-}$ T統括

政策・財務局長

知事室長」を 知事室長

を

削

り、

はいい にはい ここ・ 一 に ここ に 改める。

極めて困難な業務を所掌する総合調整幹」

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。